

山梨県公報

第二千七百三十一号

平成二十九年

九月二十一日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定(四件).....	六三二
○県営土地改良事業計画の変更.....	六三二
○道路の区域変更(四件).....	六三二
○道路の供用開始.....	六三三
○電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	六三三
公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し.....	六三四
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知.....	六三四
○公共測量の終了.....	六三五
○公共測量の実施.....	六三五

告 示

山梨県告示第二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 都留市井倉字生出山一二三六、一二四八の一、一二四九から一二五一まで、一二五二の一、一二五五の一、一二五六から一二六一まで、一二六四の一、一二六四の三、一二六四の五、一二六四の内一、一二六五、一二六七から一二七一まで、一二七二の一
 - 二 指定の目的 水源の涵養かえ
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町小田船原字廣川原二二三二の一、二二三三から二二三六まで
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣川原二二三二の一・二二三三から二二三六まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町下部字上ノ山七二六、七二七
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町鯉沢字林際四七二八、四七二九の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字林際四七二八・四七二九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業小笠原地

区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。
 平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年九月二十二日から同年十月二十日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年十月二十一日から同年十一月四日まで

山梨県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三四六番四地先まで	新	旧	八九・八 二二三・五	一八六・九
	新		八九・八 一七五・四	一八六・九
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三四七番一二地先まで	新		九・四 一三四・七	三六四・一

山梨県告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

県道 天神平甲府 甲府市緑が丘二丁目九五二番五地先から
線 甲府市緑が丘一丁目一五九番二地先まで

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年九月一日
- 二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社総合建設齊藤組	笛吹市御坂町栗合二百六十番地の一	訪問介護 ふじやま	笛吹市御坂町栗合二百六十番地の一	訪問介護・介護予防訪問介護	一九七一八〇一一五二

三 処分の内容 平成二十八年三月二十五日付け山梨県指令峡東福第七千四百四十五号で指定した訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所の指定を取り消す。

● 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字稲又三一一〇の一、三一一〇の四、三一一〇の六、三一一三の五、三一一三の六	望月恒利
南巨摩郡早川町雨畑字稲又三一二二	荏本喜男
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢三三八四の三	深澤義治
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢三三九二の四	深澤三男
南巨摩郡早川町新倉字肩背三三四二の二	望月一男
南巨摩郡早川町新倉字大平二八六〇の一〇〇	望月逸平
南巨摩郡早川町新倉字大平二八六〇の九四	望月逸平、倉本昌洋
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇六	深澤ひち
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇七	深澤よしの
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇八	深澤進
南巨摩郡早川町大原野字居村一六九二	望月正康
南巨摩郡早川町大原野字居村一六九三、一六九八	佐野貞信
南巨摩郡早川町赤沢字峠一〇〇二	望月菊太郎

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年八月十七日農林水産省告示第千三百二十七号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大月都留広域事務組合から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(数値図化 地図情報レベル千)
- 二 測量の地域 大月市域及び都留市域
- 三 測量の期間 平成二十九年五月十一日から同年八月九日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 甲府市西田町の全部並びに古府中町、小松町及び大手三丁目の一部地域
- 三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番